四　完全支配関係法人が監査等委員会設置会社（業務執行役員関連者が監査等委員である取締役になつている会社を除く。）である場合の当該完全支配関係法人の取締役会の決議による決定（監査等委員である取締役の過半数が当該決議に賛成している場合における当該決定に限る。）に従つてする当該内国法人の株主総会又は取締役会の決議による決定

五　前各号に掲げる手続に準ずる手続

第六十九条第十項第一号中「内国法人の」を削り、「この項」を「第十六項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「当該事業年度開始の日」を「同号イに規定する職務執行期間開始日」に、「を経過する日（保険会社にあつては、当該会計期間開始の日から四月を経過する日）」を「（法第七十五条の二第一項各号の指定を受けている内国法人にあつては、その指定に係る月数に二を加えた月数）を経過する日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「政令」を「利益に関する指標として政令」に改め、同項第一号中「当該事業年度」を「法第三十四条第一項第三号イに規定する職務執行期間開始日以後に終了する事業年度（以下この項及び第十二項において「対象事業年度」という。）」に、「法第三十四条第一項第三号イ」を「同号イ」に、「次号及び第三号」を「以下第十二項まで」に改め、同項第二号中「当該事業年度」を「対象事業年度」に改め、同項第三号中「を当該事業年度」を「を対象事業年度」に改め、同項第四号において同じ」を加え、同号イ及び同項第四号中「当該事業年度」を「対象事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　法第三十四条第一項第三号イに規定する株式の市場価格に関する指標として政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。

一　法第三十四条第一項第三号イに規定する所定の期間又は所定の日における株式（同号に規定する内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係がある法人の株式に限る。第四号において同じ。）の市場価格又はその平均値

二　前号に掲げる指標の数値が確定値（同号に規定する所定の期間以前の期間又は同号に規定する所定の日以前の日における次に掲げる指標の数値その他の目標とする指標の数値であつて既に確定しているものをいう。以下この号において同じ。）を上回る数値又は前号に掲げる指標の数値の確定値に対する比率

イ　前号に掲げる指標に相当する指標の数値

ロ　金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されている株式について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した指標の数値

三　第一号に掲げる指標の数値に同号に規定する所定の期間又は所定の日の属する事業年度における有価証券報告書に記載されるべき発行済株式の総数を乗じて得た額

四　法第三十四条第一項第三号イに規定する所定の期間又は所定の日における株式の市場価格又はその平均値が確定値（当該所定の期間以前の期間又は当該所定の日以前の日における当該株式の市場価格の数値で既に確定しているものをいう。以下この号において同じ。）を上回る数値と当該所定の期間開始の日又は当該所定の日以後に終了する事業年度の有価証券報告書に記載されるべき支払配当の額を発行済株式の総数で除して得た数値とを合計した数値の当該確定値に対する比率

五　前各号に掲げる指標に準ずる指標

12　法第三十四条第一項第三号イに規定する売上高に関する指標として政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。

一　対象事業年度における有価証券報告書に記載されるべき売上高の額

二　前号に掲げる指標の数値から対象事業年度における有価証券報告書に記載されるべき費用の額を減算して得た額

三　前二号に掲げる指標の数値が対象事業年度前の事業年度の当該指標に相当する指標の数値その他の対象事業年度において目標とする指標の数値であつて既に確定しているもの（以下この号において「確定値」という。）を上回る数値又は前二号に掲げる指標の数値の確定値に対する比率

四　前三号に掲げる指標に準ずる指標

第六十九条第七項中「同号イ(2)の決定又は手続」を「第十五項各号又は第十六項各号に掲げる手続」に改め、「同号に規定する内国法人の」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三十四条第一項第二号」を「第三十四条第一項第二号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　内国法人の役員の職務につき、確定した額に相当する法第三十四条第一項第二号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除く。）は、確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当するものとして、同号の規定を適用する。

第六十九条第五項中「第三十四条第一項第二号」を「第三十四条第一項第二号イ」に、「第三項第一号に規定する」を「第四項第一号の新たに設立した」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「額を減額する」を「支給額を減額し、又は交付する株式（出資を含む。以下この条において同じ。）若しくは新株予約権の数を減少させる」に、「同条第一項第二号」を「法第三十四条第一項第二号イ」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十四条第一項第二号に」を「第三十四条第一項第二号イに」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第一号中「事業年度開始の日」を「開始の日」に、「を経過する日（保険会社にあつては、当該会計期間開始の日から五月を経過する日。」を「（法第七十五条の二第一項各号の指定を受けている内国法人にあつては、その指定に係る月数に三を加えた月数）を経過する日（」に、「同項第二号」を「法第三十四条第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第三十四条第一項第二号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第三十四条第一項第二号の役員の職務につき株主総会、社員総会その他これらに準ずるもの（次項第一号及び第五項第二号において「株主総会等」という。）の決議（当該職務の執行の開始の日から一月を経過する日までにされるものに限る。）により同条第一項第二号の定め（当該決議の日から一月を経過する日までに、特定譲渡制限付株式（法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項及び第八項において同じ。）又は特定新株予約権（法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権をいう。以下この条において同じ。）を交付する旨の定めに限る。）をした場合における当該定めに基づいて交付される特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権による給与

二　特定譲渡制限付株式による給与が前号に掲げる給与又は法第三十四条第一項第二号イに定める要件を満たす給与に該当する場合における当該特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式（法第五十四条第一項に規定する承継譲渡制限付株式をいう。）による給与

三　特定新株予約権による給与が第一号に掲げる給与又は法第三十四条第一項第二号イに定める要件を満たす給与に該当する場合における当該特定新株予約権（法第五十四条の二第一項に規定する承継新株予約権をいう。第十七項第一号ロ及び第十九項において同じ。）による給与

第六十九条に次の二項を加える。

18　法第三十四条第一項第三号の場合において、内国法人が同号の同族会社以外の法人との間に当該法人による完全支配関係があるものに該当するかどうかの判定は、第十五項各号又は第十六項各号に掲げる手続の終了の日の現況による。

19　法第三十四条第一項第三号の給与（特定新株予約権によるものに限る。）に係る算定方法が同号イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす場合には、当該特定新株予約権に係る承継新株予約権による給与に係る算定方法は、当該要件を満たすものとする。